

神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 「地方自治基本法の提案」(平成22年1月)及び「国の政策と自治行財政権に係る検討会議」からの報告(平成22年5月)の趣旨を踏まえ、地方自治基本法(仮称)の制定についてさらなる研究を進めるため、「神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会」(以下、「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、地域主権国家への転換に必要となる地方自治システムの再構築に向けて、新たな地方自治法制のあり方について調査、研究する。

(委員)

第3条 研究会の委員は、学識経験及び専門知識を有する者等のうちから、知事が委嘱する。

(座長)

第4条 研究会に座長を置き、座長は知事が指名する者とする。

2 座長が不在のとき、又は座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、会務を総理し、必要があるときは随時研究会を招集し、その議長となる。

2 座長は、第3条に定める委員のほか、第2条の所掌事項について調査、研究するため必要と思われる者に研究会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、政策局広域行政部広域行政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。